

昭和五十四年四月二十日受領  
答 弁 第 二 一 一 号

(質問の 二二)

内閣衆質八七第二一号

昭和五十四年四月二十日

内閣総理大臣 大平 正 芳

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員瀬野栄次郎君提出食品衛生監視行政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬野栄次郎君提出食品衛生監視行政に関する質問に対する答弁書

一について

1 都道府県及び保健所を設置する市（特別区を含む。）が置いている食品衛生監視員の都道府県別の数は、昭和五十二年末現在において別表第一の第二欄のとおりである。

2 食品衛生監視員の職務は、食品衛生法第十九条第一項に定められているとおり、同法第七十条第一項に規定する営業施設等の臨検検査及び食品等の収去の職権の行使並びに食品衛生に関する指導に従事することである。

3 飲食店その他の営業等の施設については、食品衛生法施行令第三条において営業等の施設の種類ごとに監視又は指導の回数基準が定められている。

4 食品関係営業等の都道府県別の施設数は、昭和五十二年末現在において別表第一の第三欄のとおりである。

二について

1 食品としての農作物が農薬の残留基準に適合しているかどうかを判定する試験を行うために当該農作物を収去する場所は、主に市場、販売業者の店舗であり、また、試験が行われる場所は、都道府県等の衛生研究所等である。

当該試験の実施状況については、厚生省が承知している資料によれば、昭和四十八年度から五十年までの試験件数は次のとおりである。

昭和四十八年度	一、〇一五件
同 四十九年度	九二一件
同 五十年	九〇五件

2 試料抜き取りから試験終了までの所要日数は、試験の対象物及び試験の対象となる農薬の種類、試験件数等試験施設における業務の状況によつて異なり、厚生省が承知しているところでは、おおむね一〇日から四か月となっている。

3 農薬の残留基準を含め、食品が食品衛生法第七条第一項に基づく規格基準に適合するかどうかの試験の結果は、食品の種類ごとに、四半期ごとに国に報告を求めるとしているが、当該報告においては農薬の残留基準に関する試験結果について特に他と区別して報告を求め取扱いにはなっていない。

食品における農薬の残留に関する試験結果については、必要に応じ、当該試験を行った都道府県等から国に対し報告が行われ、また国からも報告を求めており、その件数は1において述べたとおりである。

4 1において述べた昭和四十八年度から五十年年度までの試験の結果については、その約九九

パーセントが基準に適合している。

基準に適合していない農作物については、食品衛生法第二十二条の規定に基づき、必要に応じ、廃棄、回収等の措置を講じさせることとしているほか、原因を調査した結果、農薬の使用実態に問題がある場合には、その生産地及び生産農家に対し、農薬安全使用基準にのつとつて適正な使用が確保されるよう、指導の徹底を図ることとしている。

5 農薬の残留に関し食品衛生法の規定に基づく検査の対象となる農作物は、同法第七条第一項の規定に基づき農薬の残留基準が定められている米、きゅうり、キャベツ等五三品目である。

三について

1 食品における農薬の残留基準は、急性及び慢性毒性試験の結果、次世代に及ぼす影響に関する試験の結果等の毒性学的資料から算出された人体許容一日摂取量等を基に、食品衛生調

査会の意見を聴いて設定している。

2 食品における農薬の残留基準は、他の農薬との相乗作用、慢性毒性等を配慮し、動物実験の結果に十分な安全率を見込んで設定している。

四について

農薬事故に係る年次別の死亡者数及び中毒者数については、別表第二のとおりである。

五について

奇形児の出生については各種の調査があるが、観察の時期、期間又は精度、奇形の定義等に違いがあることから調査によつて差があり、奇形児の出生頻度の正確な把握は学問的にも困難な状況にある。

後期死産の推移は、別表第三のとおりである。

六について

1 ベーチェット病の調査研究は、昭和四十七年度以降、特定疾患ベーチェット病調査研究班において継続されており、昭和五十二年度の研究成果については、「昭和五十二年度研究業績」として公表されている。研究の重点は、本疾患の原因究明、治療法の改良に置かれており、原因究明については、細菌若しくはウイルス、免疫異常又は代謝異常との関連、発症に関連する宿主の素因の問題、あるいは、化学物質の関与の有無など、多角的な研究が進められてはいるが未だ結論は得られていない。

2 「昭和五十一年度研究業績」によれば、全国のベーチェット病患者数は、約一万一、〇〇〇人と推定される。患者は全国的に分布しているが、やや北日本に多い傾向がうかがわれる。

眼症状を合併する患者は全体の約七〇パーセントであり、そのうち失明者（視力〇・〇一以下の患者）は約三〇パーセントとされている。

右答弁する。

## 別表第一

## 食品衛生監視員数及び食品関係営業等施設数

都道府県名	食品衛生監視員数			食品関係営業等施設数
	総数	専任	兼任	
北海道	367人 59 83 198 53	57人 5 18 30 14	310人 54 65 168 39	178,830 施設 47,223 64,360 76,204 67,079
山福茨栃群	45 86 91 83 83	15 0 23 8 16	30 86 68 75 67	38,900 79,069 138,313 58,381 60,381
埼千東神新	156 147 814 371 131	34 48 406 92 15	122 99 408 279 116	130,933 120,191 425,763 141,473 97,680
富石福山長	82 72 68 52 94	2 4 0 25 12	80 68 68 27 82	38,926 30,846 29,536 30,060 85,260
岐阜	130 146	0 51	130 95	60,988 134,347

愛三滋	知重賀	370 68 59	152 3 0	218 65 59	189,036 46,172 22,719
京大兵奈和	都阪庫良山	168 337 408 68 52	36 177 53 0 2	132 160 355 68 50	73,708 220,897 137,037 29,606 27,562
鳥島岡広山	取根山島口	20 30 60 160 102	18 0 51 40 20	2 30 9 120 82	17,459 26,864 62,546 94,476 54,830
徳香愛高福	鳥川媛知岡	49 52 77 38 256	0 28 1 2 128	49 24 76 36 128	25,697 31,370 44,213 30,618 136,278
佐長熊大宮	賀崎本分崎	42 104 147 66 80	9 22 8 9 0	33 82 139 57 80	30,629 61,630 71,865 42,273 35,649
鹿沖	児島繩	113 78	26 0	87 78	76,145 34,651
合	計	6,415	1,660	4,755	3,758,673

(注) 1 食品衛生監視員数は、厚生省環境衛生局調べ。

2 食品関係営業等施設数は、厚生省「衛生行政業務報告(厚生省報告例)」による。

42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
人 288	人 156	人 470	人 155	人 302	人 329	人 240	人 118	人 90	人 63	人 29
16	13	15	10	3	4	9	1	5	4	8
16	17	30	34	9	39	8	8	28	19	11
27	25	29	17	28	23	12	10	14	12	22
126	107	95	94	110	123	118	108	103	108	103
672	819	791	725	574	552	423	396	423	405	410
430	280	595	283	421	491	366	234	221	190	143
715	857	835	752	605	579	444	407	442	421	440
1,145	1,137	1,430	1,035	1,026	1,070	810	641	663	611	583

別表第二

農薬事故死亡・中毒者数

区 分		年				
		昭和37年	38	39	40	41
散 布 中	中 毒	人 332	人 245	人 175	人 105	人 190
	死 亡	28	19	12	11	23
誤 用	中 毒	32	24	27	15	24
	死 亡	13	20	19	22	23
自 他 殺	未 遂	73	71	109	107	113
	死 亡	795	828	787	775	804
合 計	中毒・未遂	437	340	311	227	327
	死 亡	836	867	818	808	850
	計	1,273	1,207	1,129	1,035	1,177

(注) 1 厚生省薬務局調べ。

2 昭和36年以前は不明である。

別表第三

後期死産の推移

年	件数	率(出生千対)
昭和 25 年	73,659 件	31.5
26	67,221	31.4
27	62,786	31.3
28	59,195	31.7
29	55,502	31.4
30	53,297	30.8
31	53,201	31.9
32	50,894	32.5
33	53,385	32.3
34	51,494	31.7
35	49,512	30.8
36	48,184	30.3
37	46,408	28.7
38	44,764	27.0
39	42,151	24.6
40	39,955	21.9
41	30,818	22.6
42	36,738	19.0
43	32,228	17.2
44	30,609	16.2
45	29,107	15.0
46	28,235	14.1
47	26,329	12.9
48	25,442	12.2
49	22,989	11.3
50	20,268	10.7
51	17,741	9.7
52	16,009	9.1

(注) 1 厚生省「人口動態統計」による。

2 昭和 24 年以前については、調査が行われていない。